**アートスポット魅力創出発信事業に係る調査検討業務の質問への回答**

【Ｑ１】「様式１」応募申込書を副本として提出する場合、応募者が特定できる内容を省く記入事項は日付のみという解釈でよろしいですか。

【Ａ１】はい。

【Ｑ２】「様式２」について、ページ数の指定などはありますか。

【Ａ２】特にページ数の制限はありません。

【Ｑ３】「様式２」企画提案書の記入欄「１企画提案名」となっていますが、「アートスポット魅力創出発信事業に係る調査検討業務企画提案」とせず、別の名称をつけるということですか。

【Ｑ３】記載例のとおり「アートスポット魅力創出発信事業に係る調査検討業務企画提案」と記載ください。

【Ｑ４】「様式３」について、内訳に①人件費②使用料とありますが、懇話会の会場使用料等も積算に含まれていますか。

【Ａ４】懇話会に係る経費は府で負担します。また、内訳に記載はしている項目は、あくまで事例ですので、本事業で想定される項目、金額を記載してください。

【Ｑ５】「様式４」事業実績報告書には、過去３年間の同種又は類似業務を記入するという解釈でよろしいですか。その場合、同種又は類似業務の具体的な業務例は。

また、副本として提出する場合、業務名や発注者名は伏せますか。実名記入ですか。

【Ａ５】同種、類似業務は提案事業者の判断で記入してください。業務名、発注者名は記載ください。

【Ｑ６】公募要綱５ページ（５）その他　「エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名の記入してください」とありますが、副本では提案団体名は記載する必要はありますか。

【Ａ６】記載する必要はありません。

【Ｑ７】「「登記簿謄本」「納税証明書」は写しでも可能ですか。

【Ａ７】写し可です（提出の日において発効日から３ヶ月以内のもの）

【Ｑ８】府の入札資格要件を持っていても、添付書類が必要ですか。

【Ａ８】必要です。

【Ｑ９】織り込みはＡ４ファイルとありますが、Ａ３判の折り込みは可能ですか。

【Ａ９】可能です。

【Ｑ10】電子媒体（CD-R等）での提出とされているが、押印書類は原本のスキャニングデータを収めますか。未押印のワードデータを収めますか。

スキャニングデータを収めるのであれば、その場合、ファイル形式の指定はありますか。

【Ａ10】原本のスキャニングデータを収めてください。ファイル形式は事業者さまのご判断にお任せします。

【Ｑ11】業務スケジュールについて、受託事業者欄に記載されている「各種調整」とは何ですか。

【Ａ11】大阪府で事業計画を作成するにあたり、必要に応じてデータの収集や関係機関との調整を依頼する場合があります。

【Ｑ12】選定委員のメンバーは非公開ですか。外部の方ですか。

【Ａ12】最優秀提案事業者を決定するまでは非公開となります。最優秀提案事業者の決定後、当課HPに選定委員会委員の氏名を公表します。選定委員は、庁外の第三者による委員で構成されています。

【Ｑ13】全事業者の名称は申込順、評価点は得点順の公表とされていますが、自社得点や講評ポイントは問い合わせ等により知ることが可能ですか。

【Ａ13】自社得点や講評ポイントの問い合わせにはお答えすることができません。

【Ｑ14】プレゼンテーションはプロジェクターを使って説明してもよいですか。

【Ｑ14】提案書と同じ資料をプロジェクターを使って説明いただく事は可能です。ただし、希望者は提案書類提出の際にその旨お伝えください。

【Ｑ15】プレゼンの人数の制限はありますか。

【Ａ15】特に制限は設けておりませんが、事前にご連絡ください。

【Ｑ16】懇話会の会場はどこですか。

【Ａ16】enoco、咲洲庁舎、本庁等を予定しております。